

記載事項証明書【納税に関する事項】
(野田市簡易登録用)

納税義務者等（証明を受ける法人又は個人）

住 所	
ふりがな 氏 名 (法人名)	印 (法人代表者印)

申請者（代理人） 郵送による申請の場合は記入不要

住 所	
氏 名	

-----（以下、記入しないこと）-----

使用目的	野田市簡易登録申請書添付書類			
本人確認	①マイナンバーカード	②免許証	③保険証	④その他 ()

上記の目的に使用するため、税について下記事項の証明を請求します。

税 目		証明事項		備 考		
		未納なし	該当なし			
法人市民税						
市県民税	普通徴収					
	特別徴収					
固定資産税・都市計画税						
軽自動車税						
国民健康保険税						

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明書番号	
-------	--

年 月 日

千葉県野田市長 鈴木 有

＜注意事項＞

- ①証明事項の「未納なし」には市税に未納がない場合に、「該当なし」には市税が課されていない場合に税目ごとに確認印が押されます。なお、市税が納められていない場合には証明書は交付されません。
- ②本証明書は野田市簡易登録申請書に添付する記載事項証明書です。納税義務者等の欄に記入、押印のうえ、野田市役所低層棟2階収税課で証明を受けてください。証明を受けていないものは、書類不備となります。証明事項欄、備考欄は収税課職員が記載しますので、記入しないでください。
- ③納税義務者が法人の場合は実印（代表者印）を押印してください。個人の場合は押印不要です。申請の際は本人確認のため、申請者の免許証等の提示をお願いします。
- ④納税義務者が個人の方で、申請者が代理人の場合には委任状（任意様式）が必要です。（納税義務者が法人の場合には、代表者印を押印していただきますので委任状は不要です。）
- ⑤申請者と納税義務者が同一の場合や郵送による場合は、申請者の欄への記載は不要です。代理人による郵送申請はできません。
- ⑥委任状の様式は任意ですが、市ホームページの申請書ダウンロード（ページ番号 1002232）に様式がありますので参考にしてください。
- ⑦郵送で証明を受ける場合は、以下のものを**野田市役所企画財政部収税課**に送付してください。
 - ・記載事項証明書【納税に関する事項】（証明を受ける方等の必要事項を記載し押印する）
 - ・証明手数料300円分の定額小為替
 - ・免許証等の写し（個人の場合）
 - ・返信用封筒（返信先を記載し、切手を貼る）

＜送付先＞
〒278-8550 野田市鶴奉7-1
野田市役所企画財政部収税課収納係 宛

【 証明書の交付申請については、次のとおりご協力をお願いします 】

- 1 金融機関の窓口で納付いただいた場合
納付された日から野田市収税課で入金確認ができるまで約10日程度必要となります。この間に交付申請をされた場合は、この納付分が証明できませんので、当該納付領収書をご持参ください。
- 2 口座振替により納付いただいている場合
振替日から野田市収税課で入金確認ができるまで約7日程度必要となります。
この期間に交付申請をされた場合、証明書（未納なし）の交付ができませんので、この期間を考慮のうえ申請をお願いします。
- 3 市税を分納誓約により納付されている場合
納税証明書は分納誓約の履行に関わらず、納期限（納税通知書の納期）を過ぎて納付がされていない場合は証明書（未納なし）の交付はできませんので誓約書等でご確認をお願いします。
- 4 固定資産を共有されている場合
固定資産税は共有分も証明の対象となります。共有代表者が未納となっている場合証明できません。